

宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、福岡地区において、宮崎県（以下、「本県」という。）の強みである「食」資源の高付加価値化や新たな活用を目指し製品化に取り組む「みやざきLFP」商品の販売と関連して、「みやざきLFP」商品の生産地域等の観光や移住に関する魅力を発信することを目的とする。

2 業務の名称

宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務委託の内容

(1) 企画・準備

企画に係る実施計画書の作成

(2) 販売及び展示

福岡市内で集客力のある施設を選定し、「みやざきLFP」商品等の販売及び関連する地域の観光及び移住促進に寄与する展示を実施する
・3回以上（期間：10日以上）

(3) PRイベントの開催

福岡市内の集客力のある施設を選定し、「みやざきLFP」商品等に関連する中山間地域のPR及び移住、観光客誘客の促進に寄与するイベントを実施する
・1回以上（期間：1日以上）

(4) パネル制作・デザイン

イベント会場の装飾、中山間地域のPRにかかるパネル等の装飾物の制作

(5) 留意事項

「みやざきLFP」商品の販売にあたっては、10品目以上取り扱うこと

※「みやざきLFP」商品は下記サイトを参考に選定すること。

(みやざきフードビジネス相談ステーション)

<https://food.mepo.or.jp/supportproduct/>

5 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書を提出するものとする。

6 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

7 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。

- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。